

## 第 8 期古河市障害福祉計画及び第 4 期古河市障害児福祉計画策定業務仕様書

1. 件 名 第 8 期古河市障害福祉計画及び第 4 期古河市障害児福祉計画策定業務
2. 目 的 本仕様書は、古河市（以下「甲」という）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条第 1 項に基づく「古河市障害福祉計画」および児童福祉法第 33 条の 20 第 2 項に基づく「古河市障害児福祉計画」を策定するにあたり、円滑かつ適切に事業を遂行できるよう請負者（以下「乙」という）の業務内容を規定する。
3. 契約期間 契約日の翌日から令和 9 年 3 月 1 5 日（月）
4. 業務内容
  - (1) 基礎調査の実施

第 8 期古河市障害福祉計画及び第 4 期古河市障害児福祉計画の基礎資料として、次の事項について調査・分析する。なお、調査に伴う郵送料等の費用は委託料に含めるものとする。

    - ① 甲が実施するアンケート（市民アンケート 1,000 件、障がい福祉サービス事業所等 100 件程度、サービス利用者等 1,500 件程度）調査への支援と分析、評価
    - ② 障害福祉サービス事業所等へのヒアリング調査・分析（10～15 事業所対象）
    - ③ パブリックコメントの分析、評価
    - ④ 障害者総合支援法および国の動向把握
    - ⑤ 障がい者（児）施策の実態把握および課題の抽出、将来推計
  - (2) 障害者施策とサービス見込み量等についての検討
    - ① 現行計画の実施状況および今後の情勢を見込んでの目標の設定
    - ② 障害（児）福祉計画を踏まえたサービス見込み量の試算と確保策の提案
    - ③ 障害福祉施策に関わる制度改正の動向
  - (3) 計画素案の作成

第 8 期古河市障害福祉計画及び第 4 期古河市障害児福祉計画は、一体のものを作成する。
  - (4) 会議等の運営支援

計画策定に必要な意見を十分に収集できるよう会議を支援する。  
古河市障害者自立支援協議会（開催回数 3 回程度）

    - ① 議事録の作成
    - ② 会議の運営支援（資料作成、助言）、会議への出席

③ 策定委員に対する計画書の内容説明

(5) その他必要な作業

5. 成果品 次の報告書等を古河市 福祉部 障がい福祉課に成果品として提出すること。

(1) 第8期古河市障害福祉計画及び第4期古河市障害児福祉計画

- ① サイズ：A4版
- ② カラー：表紙は4色刷り、本文は1色刷り
- ③ ページ数：100頁程度
- ④ 製本：アジロ綴じ
- ⑤ 部数：100部
- ⑥ その他：各ページに音声認識コード（Uni-Voice）を付ける

(2) データ

上記をすべてデータとして記録し、記録したメディアを提出すること。  
なお、これらのデータの著作権その他の取り扱いに関する権利は甲に帰属する。

6. 業務の完了および検査

本業務の終了は、成果品を甲に提出し、検査に合格した時点とする。

甲は、乙から完了届を受領後10日以内に検査を行う。なお、検査の合格後であっても成果品に誤り等が発見された場合には、乙の負担により速やかに対処する。

7. 遵守、調整する事項

乙は、本業務の委託にあたり、法令並びに委託契約書、本仕様に定められた条項を遵守するとともに必要に応じて甲と十分に連絡・調整を行い、その指示に従わなければならない。

8. 秘密の保持

乙は、業務上知り得た行政および個人の情報に係る秘密を一切漏らしてはならない。秘密保持義務は、本委託終了後も継続するものとする。

9. 協議 本仕様書に明記のない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。